



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (福祉指導課)	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○告示(漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止)の一部改正 (水産政策課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
高知県教育委員会規則 ◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	3
高知県教育委員会訓令 ◎高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	3

告 示

高知県告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

			育成医療 又は更生	
--	--	--	--------------	--

医療機関の名称	医療機関の所在地	係る自立支援医療の種類	医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
よどや薬局 南国大楠店	南国市大楠甲1874-1	育成医療及び更生医療		令和3年4月1日
訪問看護ステーション リカバリー 高知	南国市大楠乙1295-1	"		"
訪問看護ステーション あつたか 渭南	土佐清水市越前町6番10号	"		"

高知県告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	よつば薬局	安芸市土居1977-5	育成医療及び	令和2年10月

変更後		安芸市東浜159-1	更生医療	1日
-----	--	------------	------	----

高知県告示第303号

施術機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松本 秀道	中村整骨院	四万十市中村大橋通四丁目38番	令和3年4月20日

高知県告示第304号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸市古井宇揚ヶ谷山436の1・436の6(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第305号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町七里字長谷乙1409の6、乙1409の14、乙1410の3、乙1411の3、乙1412の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第306号

平成30年11月高知県告示第872号（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

（1）小割り式魚類養殖業の表中

「橘浦立渚加入区 区第3,040号の漁業権の漁場の区域
 中崎の鼻加入区 区第3,041号の漁業権の漁場の区域
 タナの下加入区 区第3,042号の漁業権の漁場の区域
 椎ノ浦加入区 区第3,043号の漁業権の漁場の区域
 弦場鼻沖加入区 区第3,044号の漁業権の漁場の区域」

を
 「橘浦加入区 区第3,040号、区第3,041号、区第3,042号、区第3,043号及び区第3,044号の漁業権の漁場の区域」

に改め、（2）小割り式くろまぐろ養殖業の表中

「くろまぐろ橘浦立渚加入区 区第3,308号の漁業権の漁場の区域
 くろまぐろ弦場鼻加入区 区第3,309号の漁業権の漁場の区域」

を
 「くろまぐろ橘浦加入区 区第3,308号及び区第3,309号の漁業権の漁場の区域」

に改める。

高知県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町立川下 名字キタムキ454番 1から	前	21.7 }	294
	後	74.9	
長岡郡大豊町立川下 名字フキコシマヤ 1768番4地先まで	前	21.7 }	294
	後	97.4	

高知県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町西島字 地主720番4から 安芸郡安田町東島字 上エ大サデ4292番ま で	前	5.7 }	214
	後	14.9	
安芸郡安田町西島字 地主720番1から 安芸郡安田町東島字	前	7.4 }	214
	後		

上エ大サデ4292番まで		21.5	
--------------	--	------	--

高知県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出口古津賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町出口字大谷1691番1から四万十市古津賀字兵ヅシ3058番23まで	前	7.0 }	440
	後	9.8 }	440

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、物部堰井筋土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年5月7日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	鈴木 照丈	南国市物部933番地
(就任)		
理事	鈴木 照彦	南国市物部933番地

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月7日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第5号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の室戸市の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第11号

教育委員会事務局

県 立 学 校

高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月7日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員衛生管理規程（平成8年2月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県立学校職員安全衛生管理規程

第1条中「県立学校（）」を「県立学校（本校及び分校が置かれた県立学校にあっては、それぞれを一つの県立学校とみなし、）」に、「衛生及び健康管理」を「安全及び健康の確保」に改める。

第2条第2項中「（以下同じ。）」、「」を「（以下同じ。）」、「安全衛生推進者（法第12条の2に規定する安全衛生推進者をいう。第7条の2において同じ。）」、「」に改める。

第3条中「衛生」を「安全衛生」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 安全衛生管理体制

第4条の見出しを「（県立学校職員安全衛生管理者）」に改め、同条第1項中「の衛生」を「の安全衛生」に、「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改め、同条第2項中「総括衛生管理者」を「前項の県立学校職員安全衛生管理者（以下「県立学校職員安全衛生管理者」という。）」に改め、同条第3項中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改める。

第5条の見出しを「（県立学校職員安全衛生管理者の職務）」に改め、同条中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改め、同条第1号中「職員の」を「職員の危険又は」に改め、同条第2号中「職員の」を「職員の安全又は」に改め、同条第4号中「で、職員の衛生及び健康管理」を削り、同条第5号中「衛生及び健康管理」を「安全又は衛生」に改める。

第6条の見出しを「（県立学校職員安全衛生副管理者）」に改

め、同条第1項中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に、「衛生管理責任者」を「県立学校職員安全衛生副管理者」に改め、同条第2項中「衛生管理責任者」を「前項の県立学校職員安全衛生副管理者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（安全衛生推進者）

第6条の2 各学校に附属する給食調理場を一括して一つの事業場とみなして、安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、県立学校職員安全衛生管理者が選任する。

3 安全衛生推進者は、第5条各号に掲げる事項のうち、安全に係る事項を担当する。

第7条第1項中「（本校及び分校は、それぞれ一つの学校とみなす。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「業務」を「事項のうち、衛生」に、「所掌する」を「管理する」に改める。

第8条第3項中「業務を所掌する」を「事項のうち、衛生に係る業務を担当する」に改める。

第16条中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改める。

第18条中「衛生」を「安全衛生」に改める。

第19条中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に、「の衛生」を「の安全衛生」に改める。

第20条中「衛生」を「安全衛生」に、「教育長が」を「教育長が別に」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「@」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年5月7日から施行する。